

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、NPO法人くまもとてだすけ隊という。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指し、地域における生活支援、見守り活動、相談支援及び地域課題の解決に資する事業並びに地域活動団体の連携及び支援を行い、地域福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の生活支援、見守り及び相談支援に関する事業
- (2) 地域生活支援活動団体の育成、運営支援及びネットワーク構築に関する事業
- (3) 行政、地域事業者、関係団体及び専門機関等との連携・協働に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの。なお、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(2) 準会員

この法人の目的に賛同し、正会員と連携して本法人の地域生活支援活動に協力する個人又は団体で議決権を有しないもの

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その活動を支援する個人又は団体で議決権を有しないもの

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 準会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、正会員の推薦を受け、理事会の承認を得るものとする。

5 賛助会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、所定の会費の納入をもって入会したものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は、会員の種別ごとに定めることができる。
- 3 賛助会員の会費は、一口以上の口数による納入とすることができる。
- 4 会費は、年度ごとに一括して納入するものとし、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 5 既に納入した会費は、年度途中で退会した場合その他の事由によるものであっても、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(資格の喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、正会員については総会の議決により、準会員及び賛助会員については理事会の議決により除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本法人の活動又は運営に支障を及ぼす行為があったとき

2 前項の規定により除名する場合は、当該会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上

(2) 監事 1 人以上

2 理事のうち 1 人を理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 15 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の通常総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 12 条に定める最少員数を欠く場合には、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 16 条 役員に欠員が生じたときは、遅滞なくこれを補充する。ただし、法令又は定款に定める員数を欠かない場合はこの限りでない。

（解任）

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（報酬等）

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従い、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て別に定める。

第 5 章 総会

（種別）

第 19 条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

（構成）

第 20 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回、事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が総会を招集するとき

(招集)

第 23 条 総会は、第 22 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 22 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は当該総会において選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は表決を委任した正会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号及び第 40 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会議決事項の執行
- (3) 規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) 準会員の入会の承認に関する事項
- (5) その他業務執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。

4 理事長が、第2項の期間内に理事会を招集しないときは、招集の請求をした理事又は監事が、理事会を招集することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が選定されていない場合は、出席理事の互選により議長を定める。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条第2項及び第36条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者があるときは、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

（資産の構成及び管理）

第 37 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

2 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て定める。

（事業年度）

第 38 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（会計の原則並びに事業報告及び決算）

第 39 条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第 27 条各号に掲げる原則に従って行う。

2 理事長は毎事業年度終了後速やかに事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得る。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

2 前項の定款の変更のうち、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する次に掲げる事項の変更については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第 41 条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 社員である正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始決定

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 解散後の残余財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうちから総会において議決した者に譲渡する。

第9章 公告

(公告)

第43条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、特定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第44条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	堂原 秀文
理事	鶴崎 千里
理事	齊藤 伸和
理事	大石 光
理事	巖 孔徳
監事	別當 優輝

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 45,000 円とする。ただし、設立初年度については 33,750 円とする
- (2) 準会員 年額 12,000 円とする。ただし、設立初年度については 9,000 円とする
- (3) 賛助会員 一口 5,000 円とし、1 口以上の口数により納入することができる。

役員名簿

法人名：NPO法人くまもとてだすけ隊

役職 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	堂原 秀文		無
理事	鶴崎 千里		無
理事	齊藤 伸和		無
理事	大石 光		無
理事	巖 孔徳		無
監事	別當 優輝		無

設立趣旨書

1. 趣旨

近年、少子高齢化の進行や単身高齢者世帯の増加、地域における担い手不足などを背景として、日常生活の中で生じる軽微な困りごとに対応する地域の支え合いの機能が弱まりつつあります。これまで地域では、近隣住民同士の助け合いや自治会活動などによって生活を支える仕組みが維持されてきましたが、社会構造の変化により、従来の仕組みだけでは対応が難しい状況が生まれています。

また、公的制度による支援は制度上の対象や範囲が定められているため、制度の狭間にある生活課題に対しては十分な対応が困難な場合も多く、地域の実情に即した柔軟な支援体制の構築が求められています。

2. 申請に至るまでの経過

このような背景のもと、「てだすけ隊」の活動は、令和元年に地域の困りごとを地域で解決する仕組みを地域に根差した地場企業の手でつくっていきたいという思いから、熊本市の黒髪地域で始まりました。活動を通じて、顔の見える関係の中で支え合う地域密着型の生活支援の必要性が共有され、少しずつ賛同する地域や事業者が増え、各地域における主体的な取組として広がってきました。

現在では、熊本市内の約 20 校区において、高齢者世帯を中心とした日常生活の支援や相談対応などが地域の担い手によって行われています。一方、活動地域が広がる中で、地域の見守りや生活支援を継続していくためには、担い手の負担軽減、活動基盤の整備、情報共有、広報及び関係団体との連携など、各地域に共通する課題に対応する必要性も高まってきました。

そこで、これまで各地域で積み重ねてきた「てだすけ隊」の取組を一時的な活動に終わらせることなく、持続可能な仕組みとして支えるため、各地域の活動を支援し、そのネットワーク化を図る法人組織が必要であるとの考えに至りました。あわせて、地域住民の身近な相談窓口として困りごとを受け止め、必要に応じて行政や専門機関等につなぐ体制を整え、地域住民、地域事業者及び関係団体との連携を進めるため、NPO法人くまもとてだすけ隊を設立するものです。

本法人は、こうした取組を通じて、地域ごとの特色を活かした支援体制を継続的に
支え、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、安全で持続
可能な地域社会の実現に寄与することを目指します。

時期	経過
令和元年	熊本市の黒髪地域において、地域の困りごとを地域で解決する仕組みと して「てだすけ隊」の活動を開始。
令和元年以降	活動の趣旨に賛同する地域や事業者が増え、熊本市内の各地域へ活動が 広がる。
令和 8 年	熊本市内の約 20 校区で活動が展開。各地域の活動を継続的に支える基盤 整備、運営支援及びネットワーク化を進めるため、NPO 法人化を検討。

以上の趣旨により、ここに、NPO 法人くまもとてだすけ隊を設立します。

令和 8 年 7 月 15 日
NPO 法人くまもとてだすけ隊
設立代表者 氏名 堂原 秀文

(法第 10 条第 1 項関係様式例)

初年度事業計画書

設立の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

法人名： NPO 法人くまもとてだすけ隊

1 事業実施の方針

本法人は、各地域のてだすけ隊に代わって個別の生活支援作業を直接実施するのではなく、各会員を窓口とする地域住民の困りごと相談及びヒアリングを行うとともに、各地域で活動するてだすけ隊や協力事業者等を支えるための基盤整備、運営支援、周知、連携及びネットワークづくりを行う法人である。

設立初年度においては、活動記録の共通様式の整備及び運用支援、地域住民への周知活動の支援、活動時に使用する備品等の整備並びに協力事業者等との情報交換会の開催を中心に、各地域のてだすけ隊が継続的かつ安定的に活動できる基盤づくりを進めるとともに、地域生活支援体制の充実に資する仕組みの整備を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
地域住民の 生活支援、 見守り及び 相談支援に 関する事業	地域住民相談窓口事業 各会員が地域住民の相談窓口となり、日常生活における困りごとの相談を受け付け、ヒアリングを行う。	通年	熊本市 内各地 域	20 人	熊本市内の 地域住民	0
地域生活支 援活動団体 の育成、運 営支援及び ネットワー ク構築に関 する事業	活動基盤整備事業 各地域で活動する「てだすけ隊」が継続的かつ安定的に活動できるよう、活動実績や地域課題等を整理・共有するための共通様式の作成及び運用支援を行うとともに、各地域の活動内容、相談窓口、活動事例等を地域住民及び関係者に分かりやすく伝えるための情報発信基盤を整備し、地域生活支援活動の認知向上及び地域間の情報共有・連携の促進を図る。	通年	熊本市 内各地 域	3 名	てだすけ隊 活動組織及 び協力事業 者等（正会 員 20 団体及 び準会員と なる協力事 業者等）	270
同上	地域周知支援事業 地域住民に対して「てだすけ隊」の活動内容及び相談体制の周知を図るため、新聞等への広告掲載その他の広報活動を行い、地域における支え合い活動への理解促進及び相談体制の認知向上を図る。	11 月	熊本市 内各地 域	3 名	熊本市を中 心とするく まにちすば いす配布地 域の住民 (配布部数 約 28 万部)	125

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
同上	活動環境整備事業 地域住民が安心して相談及び依頼ができる環境づくりを目的として、名刺サイズ相談カード、名札ケース、ネックストラップその他の識別用備品等を整備し、地域住民から信頼される活動体制の整備を図る。	11 月	熊本市 内各地 域	3 名	てだすけ隊 活動組織関 係者及び協 力事業者等 (正会員 20 団体及び準 会員となる 協力事業者 等)	93
同上	地域連携推進事業 理事長が中心となって企画、関係者との連絡調整及び開催準備を行い、各地域で活動するてだすけ隊活動組織、地域生活支援に関わる協力事業者、関係団体等が参加する情報交換会を開催・運営し、活動事例の共有及び地域課題の整理を行うとともに、地域課題の解決に資する連携体制の構築及び協働関係の強化を図る。	理事 会開 催日 に合 わせ、3 か月 に1 回程 度、 計3 回開 催す る。	熊本市 内公共 施設等	5 名	てだすけ隊 活動組織、 協力事業者 及び地域活 動関係者 延べ参加者 数約 60 名 (1 回当た り約 20 名程 度×3 回)	117

なお、定款第 5 条第 3 号及び第 4 号に掲げる事業については、本年度は実施しない。

初年度 活動予算書

設立の日から令和 9年 3月 31日まで

(法人名：NPO法人くまもとてだすけ隊)

科目		金 額 (単位：円)		
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員受取会費		675,000		
準会員受取会費		200,000	875,000	
2 受取寄附金				
受取寄附金		100,000	100,000	
3 受取助成金等				
受取民間助成金			0	
4 事業収益	事業収益			
	事業収益			
	事業収益			
	事業収益		0	
5 その他収益				
受取利息				
雑収入			0	
経常収益計				975,000
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
役員報酬		270,000		
給料手当				
臨時雇賃金				
法定福利費				
人件費計		270,000		
(2) その他経費				
旅費交通費				
通信運搬費				
印刷製本費		40,000		
消耗品費		23,000		
備品費				
広告宣伝費		260,000		
業務委託費				
水道光熱費				
地代家賃				
保険料				
会議費		12,000		
雑費				
その他経費計		335,000		
事業費計			605,000	
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬				
給料手当				
法定福利費				
人件費計		0		
(2) その他経費				
旅費交通費				
通信運搬費		23,000		
印刷製本費				
消耗品費		30,000		
業務委託費		270,000		
支払手数料		13,000		
水道光熱費				
地代家賃				
保険料				
会議費				
雑費				
その他経費計		336,000		
管理費計			336,000	
経常費用計				941,000
当期経常増減額				34,000
III 経常外収益				
経常外収益計			0	0
IV 経常外費用				
経常外費用計			0	0
当期正味財産増減額				34,000
設立時正味財産額				0
次期繰越正味財産額				34,000

活動予算書の注記（初年度）

法人名：NPO法人くまもとてだすけ隊

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1）固定資産の減価償却の方法

減価償却の対象となる固定資産は計上していません。

（2）施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスについては、活動予算書には計上していません。

（3）ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供については、活動予算書には計上していません。

（4）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	活動基盤整備事業	地域周知支援事業	活動環境整備事業	地域連携推進事業	合 計
（1）人件費					
役員報酬	90,000	45,000	45,000	90,000	270,000
給料手当					0
臨時雇賃金					0
法定福利費					0
人件費計	90,000	45,000	45,000	90,000	270,000
（2）その他経費					
旅費交通費					0
通信運搬費					0
印刷製本費			40,000		40,000
消耗品費			8,000	15,000	23,000
備品費					0
広告宣伝費	180,000	80,000			260,000
業務委託費					0
水道光熱費					0
地代家賃					0
保険料					0
会議費				12,000	12,000
雑費					0
その他経費計	180,000	80,000	48,000	27,000	335,000
合 計	270,000	125,000	93,000	117,000	605,000

(法第 10 条第 1 項関係様式例)

翌年度事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

法人名：NP0 法人くまもとてだすけ隊

1 事業実施の方針

本法人は、各地域のてだすけ隊に代わって個別の生活支援作業を直接実施するのではなく、各会員を窓口とする地域住民の困りごと相談及びヒアリングを行うとともに、各地域で活動するてだすけ隊や協力事業者等を支えるための基盤整備、運営支援、周知、連携及びネットワークづくりを継続して行う法人として、設立初年度に整備した活動支援体制の運用状況を踏まえ、活動支援体制の定着及び地域間連携の強化を図る。

翌年度においては、活動実績及び地域課題等を整理・共有するための運用体制の改善、地域住民への周知活動の強化、情報交換会の継続開催並びに行政及び関係団体との連携体制の構築を進めることにより、地域生活支援体制の充実及び地域課題解決に資する仕組みづくりを推進する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
地域住民の 生活支援、 見守り及び 相談支援に 関する事業	地域住民相談窓口事業 各会員が地域住民の相談窓口となり、日常生活における困りごとの相談を受け付け、ヒアリングを行う。	通年	熊本市 内各地 域	20 人	熊本市内の 地域住民	0
地域生活支 援活動団体 の育成、運 営支援及び ネットワー ク構築に関 する事業	活動運営改善事業 各地域の活動実績及び地域課題等を継続的に収集・整理し、共通様式の運用状況を踏まえた改善及び運用支援を行うとともに、各地域の活動内容、相談窓口、活動事例等について継続的な情報発信を行い、地域住民への活動周知及び各地域の「てだすけ隊」間における情報共有・連携体制の強化を図る。	通年	熊本市 内各地 域	3 名	てだすけ隊 活動組織、 協力事業者 及び関係者 (正会員 20 団体及び準 会員となる 協力事業者 等)	93
同上	地域周知強化事業 地域住民への認知向上及び活動理解の促進を図るため、新聞等への広告掲載、名刺サイズ相談カード等の増刷及び配布並びに地域関係団体等との連携による広報活動を行い、相談体制の周知及び広報機会の拡充を図る。	6 月 10 月	熊本市 内各地 域	3 名	熊本市を中 心とするく まにちすば いす配布地 域の住民 (1 回当たり約 28 万部、年 2 回・延べ 約 56 万部)	320

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
同上	地域ネットワーク強化事業 理事長が中心となって情報交換会の企画、関係者との連絡調整及び開催準備を行い、各地域で活動するてだすけ隊活動組織、地域生活支援に関わる協力事業者及び関係団体等が参加する情報交換会を開催・運営し、活動事例の共有及び地域課題の整理を行うとともに、地域課題の解決に資する連携体制の強化を図る。	理事会開催日に合わせ、3か月に1回程度、計4回開催する。	熊本市内公共施設等	5名	てだすけ隊活動組織、協力事業者及び地域活動関係者 延べ参加者数約80名 (1回当たり約20名程度×4回)	130
行政、地域事業者、関係団体及び専門機関等との連携・協働に関する事業	行政・関係団体連携推進事業 地域課題の解決に向けて、熊本市等の行政機関及び関係団体との情報共有、協議及び訪問による連絡調整を行い、てだすけ隊活動組織を含めた地域における協働体制の構築を推進する。	通年 (必要に応じて随時)	熊本市内公共施設等	2名	熊本市等の行政機関及び関係団体等並びにてだすけ隊活動組織 数機関程度	90

なお、定款第5条第4号に掲げる事業については、翌年度は実施しない。

翌年度 活動予算書

令和 9年 4月 1日から令和 10年 3月 31日まで

(法人名：NPO法人くももとてだすけ隊)

科目		金 額 (単位：円)		
I 経常収益				
1 受取会費				
正会員受取会費	900,000			
準会員受取会費	250,000	1,150,000		
2 受取寄附金				
受取寄附金	150,000	150,000		
3 受取助成金等				
受取民間助成金		0		
4 事業収益				
事業収益				
事業収益				
事業収益				
事業収益		0		
5 その他収益				
受取利息				
雑収入		0		
経常収益計				1,300,000
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
役員報酬	360,000			
給料手当				
臨時雇賃金				
法定福利費				
人件費計	360,000			
(2) その他経費				
旅費交通費				
通信運搬費				
印刷製本費	50,000			
消耗品費	27,000			
備品費				
広告宣伝費	180,000			
業務委託費				
水道光熱費				
地代家賃				
保険料				
会議費	16,000			
雑費				
その他経費計	273,000			
事業費計		633,000		
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬				
給料手当				
法定福利費				
人件費計	0			
(2) その他経費				
旅費交通費	25,000			
通信運搬費				
印刷製本費				
消耗品費				
業務委託費	360,000			
支払手数料	17,000			
水道光熱費				
地代家賃				
保険料				
会議費				
ホームページ保守料	60,000			
雑費				
その他経費計	462,000			
管理費計		462,000		
経常費用計				1,095,000
当期経常増減額				205,000
III 経常外収益				
経常外収益計		0		0
IV 経常外費用				
経常外費用計		0		0
当期正味財産増減額				205,000
前期繰越正味財産額				34,000
次期繰越正味財産額				239,000

活動予算書の注記（翌年度）

法人名：NPO法人くまもとてだすけ隊

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

（1） 固定資産の減価償却の方法

（2） 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスについては、活動予算書には計上していません。

（3） ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供については、活動予算書には計上していません。

（4） 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	活動運営改善事業	地域周知強化事業	地域ネットワーク強化事業	行政・関係団体連携推進事業	合 計
（1） 人件費 役員報酬 給料手当 臨時雇賃金 法定福利費 人件費計	90,000	90,000	90,000	90,000	360,000
（2） その他経費 旅費交通費 通信運搬費 印刷製本費 消耗品費 備品費 広告宣伝費 業務委託費 水道光熱費 地代家賃 保険料 会議費 雑費 その他経費計	3,000	50,000 180,000	24,000 16,000	0	273,000
合 計	93,000	320,000	130,000	90,000	633,000